

学校感染症に係る出席停止の扱いについて

学校感染症は下記のとおりです。これらの病気の疑いがあるときは、医療機関を受診し、医師（または保健所）の診断を受けてください。登校するときは主治医（または保健所）等に登校可能と診断されたことの報告書（裏面の「登校についての報告書①」）を提出してください。

	病 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスほか	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日間経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	
第3種		
第3種		
第3種		
条件によって出席停止が必要なもの	溶連菌感染症	抗生物質による治療開始後24時間以上たち、全身状態がよければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能 B、C型肝炎の無症状者は登校可能
	りんご病（伝染性紅斑）	発しん期には感染力がないので登校可能
	手足口病、ヘルパンギーナ	症状が安定していれば登校可能
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態がよければ登校可能
	流行性嘔吐下痢症（ウイルス性胃腸炎）	症状が回復し、全身状態がよければ登校可能

※ 発症日及び解熱日を0日目として起算します。出席停止期間は医師等の指示期間とします。

令和 年 月 日

大阪府立豊中支援学校長 様

登校についての報告書①

学部（小・中・高） 年 組

児童生徒名 _____

保護者名 _____

下記病名にて 月 日から 月 日まで療養していました。登校可能であると診断
されました。

病 名 _____

医療機関名か保健所名 (電話番号)	TEL ()
----------------------	---------